■　特別活動　■

Ⅰ　新学習指導要領の趣旨及び改善事項

１　改訂の趣旨

○　各学校において特色ある取組が進められているが，各活動・学校行事において身に付けるべき資質・能力は何なのか，どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につなげるのかということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきたという実態も見られる。

○　社会参画の意識の低さが課題となる中で，自治的能力を育むことがこれまで以上に求められていること，キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で特別活動が果たす役割への期待が大きいことがある。

２　改訂の要点

（１）目標の改善

①　【特別活動における見方・考え方】

「集団や社会の形成者としての見方・考え方」…自己及び集団や社会の問題を捉え，よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けること。

②　目標の構成の改善

・「人間関係形成」，「社会参画」，「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら，資質・能力の三つの柱（⑴「知識及び技能」，⑵「思考力，判断力，表現力等」，⑶「学びに向かう力，人間性等」）にそって目標を整理した。

・特別活動は学級活動，生徒会活動，学校行事で構成されているが，すべて第１の目標に示した「資質・能力」を身に付けることを目指して行うものであるとし，各活動・学校行事それぞれについての目標いずれも，第１の目標に示す資質・能力を育てるものであることを示した。

（２）指導内容の改善

①　内容の構成の改善

〔学級活動〕

・「⑴学級や学校の生活づくりへの参画」の指導の充実を図るため，⑵，⑶の内容を，各項目の関連に配慮して整理した。

②　学習内容の改善・充実

〔学級活動〕

・学習の過程として，「⑴学級や学校における生活づくりへの参画」については，集団としての合意形成を，「⑵日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「⑶一人一人のキャリア形成と自己実現」については，一人一人の意思決定を行うことを示した。

・総則において，特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ，キャリア教育に関わる様々な活動に関して，学校，家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て，学んだことを振り返りながら，新たな学習や生活への意欲につなげたり，将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また，その際，生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

〔生徒会活動〕

・内容の⑴を「生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営」とし，生徒が主体的に組織をつくることを明示した。

〔学校行事〕

・職場体験等の体験活動を引き続き重視することとした。

・健康安全・体育的行事の中で，事件や事故，災害から身を守ることについて明示した。

② 学習指導の改善・充実

・特別活動の深い学びとして，生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組む中で，互いのよさや個性，多様な考えを認め合い，等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとした。
・学級活動における生徒の自発的，自治的な活動を中心として，各活動と学校行事を相互に関連付けながら，学級経営の充実を図ることとした。
・いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図ること，学校生活への適応や人間関係の形成などについて，主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の生徒の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
・異年齢集団による交流を重視するとともに，障がいのある生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実することを示した。

３　具体的な改善事項　（別紙）

Ⅱ　移行措置

１　移行期間中の特例

○　平成 30 年度から平成 32 年度までの第１学年から第３学年までの特別活動の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第５章の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第５章の規定によるものとする。

２　移行措置の解説

（１）移行措置の内容

・平成30年度から平成32年度までの第１学年から第３学年までの特別活動の指導に当たっては，新中学校学習指導要領第５章　特別活動の規定にそって行うものとする。

（２）学習指導上の留意事項

・第５章の第２〔学級活動〕の３の(2)に示されている，２の(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」の指導の際に活用する「生徒が活動を記録し蓄積する教材等」については，文部科学省等が提供する各種資料等を活用しつつ，各地域，各学校における実態に応じ，学校間で連携しながら，柔軟な工夫を行うことが期待される。
・指導に当たっては，書いたり蓄積したりする活動に偏重した内容の取扱いにならないようにしたり，プライバシーや個人情報保護に関して適切な配慮を行なったりすることも求められる。

（別紙）

３　具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
Ⅰ　改訂の趣旨と要点 ※本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説　特別活動編」の「２　特別活動改定の趣旨及び要点」参照。 **Ⅱ　目標及び内容** **第１ 目 標** 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組み，互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。 (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し，行動の仕方を身に付けるようにする。 (2) 集団や自己の生活，人間関係の課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，意思決定したりすることができるようにする。 (3) 自主的，実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして，集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに，人間としての生き方についての考えを深め，自己実現を図ろうとする態度を養う。	**【目標の前文】** ・「様々な集団活動に自主的，実践的に取り組み，～（中略）～集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」は，これまでの特別活動の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたものを，より具体的な学習の過程として示した。 **【目標の(1)～(3)】** ・「人間関係形成」,「社会参画」,「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら，資質・能力の三つの柱（(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」）に沿って目標を整理。 ⇩ 学級活動，生徒会活動及び学校行事で育成する資質・能力も，それぞれ別個のものではなく，すべてこの第１の目標の実現に向けていくものであるとしている。 よってこのあとの各活動及び学校行事の「目標」の末尾すべてに「…を通して，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す」としている。
第２ 各活動・学校行事の目標及び内容 **〔学級活動〕** **１ 目 標** 学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成し，役割を分担して協力して実践したり，学級での話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに，自主的，実践的に取り組むことを通して，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。	**【〔学級活動〕目標】** ・前半の「解決するために話し合い，合意形成し，役割を分担して協力して実践したり」が,学級活動の内容の(1)における一連の活動,後半の「学級での話合いを生かして～（中略）～意思決定して実践したりする」が，(2) (3)における一連の活動をそれぞれ示している。 **【〔学級活動〕内容の構成】** ・(1)が「集団としての合意形成」について， (2) (3)が「一人一人の意思決定」について， 指導する内容として整理してある。 ・(2) (3)の項目数が，それぞれ現行から２項目から４項目減っている。これは，内容の精選とともに，学級活動の内容として(1)を重視する姿勢をより強く打ち出したものである。 ・ア，イ，ウ･･･の項目のみを示していたものを，全ての項目について具体的な学習過程を示すようにした。
２ 内 容 （前文　略）	

(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決

学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図り，実践すること。

イ 学級内の組織づくりや役割の自覚

学級生活の充実や向上のため，生徒が主体的に組織をつくり，役割を自覚しながら仕事を分担して，協力し合い実践すること

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

生徒会など学級の枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため，学級としての提案や取組を話し合って決めること。

■(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決

・「特別活動の自発的，自治的な活動の中心となる内容」と解説に明記。

イ 学級内の組織づくりや役割の自覚

・現行「分担処理」という表記が「役割の自覚」に変更。

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重，よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し，互いのよさや可能性を発揮しながらよりよい集団生活をつくること。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに，共に協力し尊重し合い，充実した生活づくりに参画すること。

ウ 思春期の不安や悩みの解決，性的な発達への対応

心や体に関する正しい理解を基に，適切な行動をとり，悩みや不安に向き合い乗り越えようとすること。

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや，事件や事故，災害等から身を守り安全に行動すること。

オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら，成長や健康管理を意識するなど，望ましい食習慣の形成を図るとともに，食事を通して人間関係をよりよくすること。

■(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

・現行ではア～ケの９項目だったのが，内容が精選・整理され，ア～オの５項目になった。

ア 自他の個性の理解と尊重，よりよい人間関係の形成

・現行(2)のイとオの内容が統合された形。

イ 男女相互の理解と協力

・現行(2)のエ。

ウ 思春期の不安や悩みの解決，性的な発達への対応

・現行(2)のアとクの内容が統合された形。

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

・現行(2)のキ。

オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

・現行(2)のケ。

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 社会生活，職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり，自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら，学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て，振り返ること。

イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任を持ち，社会生活を営む上で必要なマナーやルール，働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。

ウ 主体的な進路の選択と将来設計

目標をもって，生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し，自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

■(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

・現行の(3)は「学業と進路」という項目だったが，総則第４の(3)に，「特別活動を要としつつ，～（中略）～キャリア教育の充実を図る」と示されたことを受け，内容が改められた。

・現行ではア～オの５項目だったのが，内容が精選・整理され，ア～ウの３項目になった。

ア 社会生活，職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

・現行(3)のアとイの内容が統合・整理されている。

イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

・現行(3)のエに，「社会参画意識」という視点が加えられた。

ウ 主体的な進路の選択と将来設計

・現行(3)のオと同じ文言だが，内容としては現行のウも含んで整理している。

３ 内容の取扱い
(1)　（略）
(2)　２の(3)の指導に当たっては，学校，家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て，学んだことを振り返りながら，新たな学習や生活への意欲につなげたり，将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際，生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

■３ 内容の取扱い (2)
「その際，生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」については，中教審答申等では「キャリア･パスポート（仮称)」として述べられていた。今後文部科学省では，まず高等学校での実践を進め，参考事例として小学校及び中学校にも示していく運びを検討している。

〔生徒会活動〕
１ 目 標
（略）
２ 内 容
１の資質・能力を育成するため，学校の全生徒をもって組織する生徒会において，次の各活動を通して，それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し，主体的に考えて実践できるよう指導する。

【〔生徒会活動〕内容】
■内容の前文
「それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し」
↓
「活動の意義」を生徒に理解させることを重視。この後の各項目でも強調されている。

(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
生徒が主体的に組織をつくり，役割を分担し，計画を立て，学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い，合意形成を図り実践すること。
(2) 学校行事への協力
学校行事の特質に応じて，生徒会の組織を活用して，計画の一部を担当したり，運営に主体的に協力したりすること。
(3)　（略）

■(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
「組織づくり」ということが新たに加えられた。これは，自発的，自治的な活動という面をさらに強く打ち出すためである。
■(2) 学校行事への協力
〔学級活動〕(1)のウ「学校における多様な集団の生活の向上」の解説編において「生徒会活動や学校行事の単なる準備や練習，片付けの時間にならないように十分留意する必要がある」とあることに留意。

〔学校行事〕
１ 目 標
全校又は学年の生徒で協力し，よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養いながら，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

【〔学校行事〕 目標】
・「公共の精神を養い」は，教育基本法第二条（教育の目標）第三号の「公共の精神に基づき」を受けて，学習指導要領第１章総則第１の２の(2)において「公共の精神を尊び」と表されたことと併せて，学校行事の目標に位置付けられた。

２ 内 容
１の資質・能力を育成するため，全ての学年において，全校又は学年を単位として，次の各行事において，学校生活に秩序と変化を与え，学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して，それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し，主体的に考えて実践できるよう指導する。

■内容の前文
「全ての学年において」と新たに表記された。これは，これ以下の(1)～(5)の内容について，全学年扱わなければならないということを意味している。（第○学年では(1)と(2)と･･･という扱い方はしない。）

(1) (2) (略)
(3) 健康安全・体育的行事
心身の健全な発達や健康の保持増進，事件や事故，災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するようにすること。
(4) (略)

■(3) 健康安全・体育的行事】
「事件や事故，災害等から身を守る」は，昨今の状況を踏まえて新たに表記。

(5) 勤労生産・奉仕的行事
　勤労の尊さや生産の喜びを体得し，職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに，共に助け合って生きることの喜びを体得し，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

■(5) 勤労生産・奉仕的行事
・解説編では，「職場体験活動については，～（中略）～一定期間（例えば１週間（５日間）程度）にわたって行われることが望まれる」としている。

３ 内容の取扱い（略）

第３ 指導計画の作成と内容の取扱い
１ 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう，生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組む中で， 互いのよさや個性，多様な考えを認め合い，等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

【新設】■指導計画の作成 (1)
・「『特別活動の各活動及び学校行事を見通して』とは，各活動・学校行事の全体を通して『主体的・対話的な学び』の実現を図るということである」と解説編に示されている。

(2)(3)（略）
(4) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。
(5)（略）

【新設】■指導計画の作成 (4)
・障がいのある生徒などの指導に当たって，個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを示している。

２ 第２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
(1)(2)（略）
(3) 学校生活への適応や人間関係の形成，進路の選択などについては，主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の生徒の多様な実態を踏まえ，一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては，個々の生徒が学校生活に適応するとともに，希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて，生徒の家庭との連絡を密にすること。
(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに，幼児，高齢者，障害のある人々などとの交流や対話，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して，協働することや，他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

（以下略）

■内容の取扱い(3)
・今回初めて「カウンセリング」という言葉が用いられ，ガイダンスと併せて効果的に活用するよう示された。
・「主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の生徒の多様な実態を踏まえ，一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により，生徒の発達を支援すること。」（総則第４の１の(1)）
・「特に入学当初においては，…」以下の部分は，いわゆる「中１ギャップ」の解消を意図した内容である。

・解説編にて「特別活動におけるカウンセリングとは専門家に委ねることや面接や面談を特別活動の時間の中で行うことではなく，教師が日頃行う意図的な対話や言葉掛けのことである」としている。
・進路指導，生徒指導と間違った意味で結び付けた威圧的な指導は絶対に行わないよう，くれぐれも留意すること。